

令和5年 第12回

# 南会津町農業委員会総会議事録

期 日 令和5年12月19日（火）

会 場 南会津町役場本庁

南会津町農業委員会事務局

## 南会津町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年12月19日(火) 午後1時30分

2 開催場所 南会津町役場本庁 3階 正庁

3 出席した委員

農業委員 7名

|      |       |     |       |      |       |
|------|-------|-----|-------|------|-------|
| 2 番  | 芳賀 美紀 | 3 番 | 平野 恒二 | 4 番  | 馬場 崇裕 |
| 6 番  | 湯田 義三 | 7 番 | 星 洋一  | 10 番 | 湯田 孝義 |
| 11 番 | 室井 文一 |     |       |      |       |

農地利用最適化推進委員 11名

|      |       |      |       |       |       |
|------|-------|------|-------|-------|-------|
| 田島第2 | 星 修二  | 田島第6 | 湯田 悌一 | 田島第7  | 野中 勉  |
| 田島第8 | 平野 信行 | 田島第9 | 渡部 典弘 | 田島第11 | 猪俣 忠久 |
| 舘岩第1 | 佐藤 春香 | 舘岩第2 | 芳賀 久  | 舘岩第3  | 芳賀 敏  |
| 南郷第1 | 五十嵐 和 | 南郷第2 | 齋藤喜久男 |       |       |

4 出席した事務局職員

|      |       |          |       |    |        |
|------|-------|----------|-------|----|--------|
| 事務局長 | 菅家 康夫 | 農地振興管理係長 | 芳賀 隆徳 | 職員 | 長谷川 春奈 |
|------|-------|----------|-------|----|--------|

5 議 事

日程第1 欠席委員の報告について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 報告第1号 会務報告について

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第6 議案第3号 現況確認証明申請について

日程第7 議案第4号 農用地利用集積計画決定について

日程第8 議案第5号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

## 6 会議の概要

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       | <p>事務局長が開会を告げ会長が挨拶をした後、南会津町農業委員会総会<br/>会議規則第5条第1項の規定に基づき、会長が議長となり議事に入る。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 議 長   | <p>それでは、只今から議事に入ります。</p> <p>日程第1「欠席委員の報告」であります。会議規則第4条の規定により、欠席の届け出がありました農業委員は、1番、星隆一委員、5番、湯田重行委員、8番、酒井圭委員、9番、渡部一男委員であります。</p> <p>本日の出席委員は7名ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しております。また、会議規則10条の規定により農地利用最適化推進委員に出席を求めたところ、11名の方に出席をしていただいております。</p>                                                                                      |
| 議 長   | <p>日程第2「議事録署名委員の指名について」であります。会議規則第20条第2項の規定により、2番、芳賀美紀委員、10番、湯田孝義委員を指名いたします。両名には、本総会における議事録への署名をお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                              |
| 議 長   | <p>日程第3「報告第1号 会務報告について」を議題といたします。<br/>事務局からご報告をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 事 務 局 | <p>(事務局長 報告)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 議 長   | <p>只今事務局から会務の報告がありましたが、ご質疑等がございましたら挙手願います。質問はありませんか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 議 長   | <p>(「ありません。」の声あり)</p> <p>質問がないようですので、会務報告を終わります。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 議 長   | <p>続きまして、日程第4「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事件番号1について、地区担当調査員の田島第1区、渡部昭雄推進委員が欠席ですので、事務局から調査結果の説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                |
| 事 務 局 | <p>(係長) 議案書の2ページ、3ページをご覧ください。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、譲渡人は、●●●●さん、運送業で**県の方になります。譲受人は、○○○○さん、アパート賃貸業、**字**の方になります。許可を受けようとする土地の表示ですが、**字****番*、地目は畑、面積は□□㎡、権利の設定、移転の原因は、所有権の移転となっております。申請事由は、譲渡人は、他市町村への居住による経営の縮小。譲受人は、譲り受けて、家庭菜園を行うというものになっています。10a 当たり△△△△円で売り渡す中身になっています。続きまして、農地法第3条の許可の各要件の状況についてですが、第1点目の必要な農作業に従事する農作業常時従事要件</p> |

につきましては、申請書の内容を聞き取りしていただきましたところ、譲受人本人 150 日となっており、目安としております年間 150 日の農作業常時従事要件につきましては、問題ないと思われます。2 つ目の地域との調和要件につきましても、同地区内に集落営農などの組織や他の農業者の集積、農地の分断など、他の農地利用に影響を与えることはないと思われます。3 点目の農地の全てを効率的に耕作する全部効率要件につきましては、トラクター、田植機等の大農機具等は保有されておりますが、家庭菜園であるということで、農機具等が無くても特に問題ないと思われます。最後に、農地所有適格法人の要件につきましては、譲受人につきましては個人でありますので、こちらも問題ないと思われます。以上、調査いただきました結果につきまして、許可が相当であると判断されますので、ご審議をお願いしたいと思います。以上です。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りします。事件番号 1 について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号 1 について、原案のとおり決定いたしました。  
以上で、議案第 1 号の審議を終了いたします。

議 長 続きまして、日程第 5「議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
事件番号 1 について、地区担当調査員の田島第 1 区、渡部昭雄推進委員が欠席ですので、事務局から調査結果の説明をお願いします。

事務局 (係長) 4 ページ、5 ページをご覧くださいと思います。農地法第 5 条の規定による許可申請になります。事件番号 1 番、譲渡人は、●●●さん、\*\*\*\*\*市の方です。譲受人は、○○○○さんと◎◎◎さん、ご夫婦になります。\*\*字\*\*内にアパートを借りて住んでおられます。許可を受けようとする土地の表示につきましては、田島都市計画事業会津田島駅周辺地区土地区画整理事業施行地内、仮換地\*街区\*-\*-\*号になります。面積が□□㎡、従前の土地の表示ということで、\*\*字\*\*\*番\*\*、地目は田、面積が□□㎡、施設の概要は、一般住宅、駐車場、通路用地。土地代は、△△△△△円を予定されております。権利の種類は、所有権の移転、申請の事由は、現在、町内にアパートを賃借しているが、新たに本町に持家を新築する計画となった。行司地内の区画整理区域である当該申請地が、面積的、地形的に最適地であると

判断し転用許可申請するものです。資料1も併せてご覧いただきたいと思います。続きまして、立地基準について説明させていただきます。当該申請農地は、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業又はこれに準ずる事業として省令で定めるものの施行に係る区域、土地区画整理内農地ということになりますので、第3種農地となります。第3種農地は、転用許可しうる許可基準となっていますので、立地基準については問題ないと思われます。次に、一般基準の各項目の調査結果についてご報告いたします。1点目の転用に必要な資力があるかについてですが、用地費△△△△△円、建築費△△△△△△円、支出合計△△△△△△円ですが、全額借入金で賄う計画となっています。申請書に添付されておりました、住宅ローンの事前審査結果を確認したところ、正式申込みの受付可能となっていることから、問題ないと思われます。2つ目の転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ているかについてですが、所有者以外の耕作権を有する者もおりません。さらに、登記簿に抵当権などの設定もありませんでしたので問題ないと思われます。3点目の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供することが可能かについてですが、計画が具体的であり遅滞なく着手されることが見込まれます。4点目の他の法令の許認可の見込みはあるかについてですが、こちらも問題ないと思われます。5点目の転用面積が妥当であるかについてですが、一般住宅用地、駐車場などで合計面積□□㎡につきましては、転用許可申請面積として過大な面積ではないと思われます。6点目、周辺農地の営農条件に影響を与える恐れがないことについてですが、既に土地区画整理事業が済んでいる地域でありますので、他の農地に対する営農条件への障害や日照の問題、農地の分断も無いと思われますので、こちらも問題ないと思います。以上、調査いただきました結果、許可が相当であると判断されますので、ご審議をお願いしたいと思います。以上です。

議 長

説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。事件番号1について、原案のとおり決定すること  
にご異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしました。

議 長

次に、事件番号2を議題といたします。

事件番号3についても同様の案件ですが、地区担当調査員の田島第10区、渡部和幸推進委員が欠席ですので、事務局から一括して調査結果の説明をお願いします。

事 務 局

(係長) 事件番号2番、3番を併せてご説明させていただきます。まず、2番の方から、譲渡人は、●●●●さん、\*\*字\*\*\*の方になります。事件番号3、譲渡人、◎◎◎◎さん、こちらも\*\*\*の方になります。こちら、住所を見ていただくと同じです。◎◎◎◎さんは、●●●●さんの義理のお母さまということで、確認させていただいております。譲受人は、両方とも○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○さんです。許可を受けようとする土地の表示は、\*\*字\*\*\*\*\*番\*、\*\*\*\*\*番、同じく\*\*\*番\*、\*\*字\*\*\*\*\*番、\*\*字\*\*\*\*\*番\*、全て一時転用となっております。地目は、全て畑、転用を受けようとする面積は、\*\*字\*\*\*\*\*番\*は、□□㎡の内□㎡、\*\*\*\*\*番は、□㎡の内□㎡、\*\*番\*は、□□□㎡の内□㎡、\*\*\*\*\*番は、□□㎡の内□㎡、\*\*\*\*\*番\*は、□□㎡の内□□㎡となっております。施設の概要は、工事用道路となっております。土地代、賃借料については、△△。中山間地域総合整備事業南会津西部地区において、コンクリート水路を新設する工事を行うため、隣接する農地に工事用道路を設置するというものです。資料2と3を併せてご覧いただければと思います。続きまして、農地の立地基準について、説明させていただきます。当該申請農地につきましては、農用区域内にある農地以外の農地になっておりまして、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地となりますが、第1種、第3種に該当しない農地につきましては、全て第2種農地ということになりますので、こちらの農地につきましては、第2種農地となります。第2種農地の転用につきましては、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められる場合には、原則として許可をすることができない許可基準となっております。公共工事に伴う一時転用で農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないということから、例外的に許可できる農地であると判断されます。続きまして、一般基準の項目の調査結果についてご報告させていただきます。1点目の転用に必要な資力等があるかについてですが、◎◎◎が施行する中山間地域総合整備事業であることから、問題ないと思われます。2つ目の転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ているかについてですが、所有者以外の耕作権を有する者もおりませんでした。さらに、登記簿に抵当権などの設定もありませんでしたので、問題ないと思われます。3点目の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供することが可能かについてですが、計画が具体的であり遅滞なく着手することが見込まれます。4点目、他の法令の許認可の見込みはあるかについてですが、こちらも問題ないと思われます。5点目、転用面積が妥当であるかについてですが、転用許可申請面積として、過大な面積ではないと思われます。6点目、周辺農地の営農条件に影響を与える恐れはないことについて

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | <p>てですが、他の農地に対する営農条件への障害や日照の問題、農地の分断も無いことから問題ないと思われます。以上、調査いただいた結果、許可が相当であると判断されますので、ご審議をお願いしたいと思います。以上です。</p>                                                                                                                                                                                        |
| 議 長 | <p>説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。<br/>         発言のある方は、挙手願います。<br/>         本案に対して、ご質疑ございませんか。</p>                                                                                                                                                                                                            |
| 議 長 | <p>(「ありません。」の声あり)<br/>         質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。<br/>         お諮りいたします。事件番号2について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>                                                                                                                                                                               |
| 議 長 | <p>(「異議なし。」の声あり)<br/>         異議なしと認め、事件番号2について、原案のとおり決定いたしました。</p>                                                                                                                                                                                                                                   |
| 議 長 | <p>次に、事件番号3について、ご質疑ございませんか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 議 長 | <p>(「ありません。」の声あり)<br/>         質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。<br/>         お諮りいたします。事件番号3について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>                                                                                                                                                                               |
| 議 長 | <p>(「異議なし。」の声あり)<br/>         異議なしと認め、事件番号3については、原案のとおり決定いたしました。<br/>         以上で、議案第2号の審議を終了いたします。</p>                                                                                                                                                                                               |
| 議 長 | <p>続きまして、日程第6「議案第3号 現況確認証明申請について」を議題といたします。<br/>         事件番号1について、地区担当調査員の田島第1区、渡部昭雄推進委員が欠席ですので、事務局から調査結果の説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                             |
| 事務局 | <p>(係長) 6ページ、7ページをご覧くださいと思います。現況確認証明申請についてです。事件番号1番、申請人の表示ということで、●●●●さん、**県の方になります。証明を受けようとする土地の所在は、**字****番*、地目が登記簿上は畑、現況は宅地となっています。面積が□㎡。利用の現況は、宅地になっています。非農地の理由としまして、昭和25年から住宅用地の町道からの通路として利用し現在に至っており、現況確認証明により、土地地目変更登記を行うためとなっています。資料4を併せてご覧いただきたいと思います。現況確認証明の許可の条件の4つについてご説明させていただきます。まず、</p> |

1 点目の山林、原野化あるいは宅地化し、復元することが著しく困難な土地であることについてですが、申請地は、昭和 25 年から住宅用地の町道からの通路として使用されており、現在は既にアスファルト舗装もされているため、農地への復旧は適切ではないと思われます。2 点目の農地転用許可を受けた土地、農地法の規定や許可の条件に違反する状態の土地ではないことにつきましては、農地転用の許可を受けた経過も見られませんでした。また、無断転用の状態にあることを行政から指摘した経過もありませんでしたので、問題ないと思われます。3 点目、農用地区域内の農地ではないことにつきましては、南会津都市計画用地地域内の農地になってございます。また、農地法第 2 条第 1 項及び農地法の施行についての第 1 の第 2 条関係の 1 に定める農地についての定義に記載されている農地に当たらないため、証明の対象としても問題ないと思われます。最後に 4 点目、非農地化してから 20 年以上その状態が続いているという点につきまして、申請書に記載のあるとおり、昭和 25 年より農地としての利用はなく、現在に至っている状況ですので、非農地化しているものと思われます。以上、調査の結果、許可が相当であると判断されますので、ご審議をお願いしたいと思います。以上です。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。事件番号 1 について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし。」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号 1 については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、事件番号 2 を議題といたします。  
地区担当調査員の伊南第 2 区、星博孝推進委員が欠席ですので、事務局から調査結果の説明をお願いします。

事務局 (係長) 事件番号 2 になります。申請人の表示は、●●●●さん、\*\*市の方になります。許可を受けようとする土地の所在は、\*\*字\*\*\*番になります。地目は畑、現況が宅地、面積が□□㎡、利用も宅地になっています。非農地の理由につきましては、昭和に車庫を建築し、以降宅地、車庫として利用し現在に至っており、現況確認証明により土地地目変更登記を行うためというような状況になっています。次に、現況確認証明の許可の条件の 4 つについてご説明させていただきます。1 点目の山林、原野化あるいは宅地化し、農地に復元することが著しく困難な土地であることについてですが、申請地につきましては、昭和に車庫を

建築、以降宅地、車庫として利用しておりまして、農地への復旧は適切ではないと思われます。2点目の農地転用許可を受けた土地、農地法の規定や許可の条件に違反する状態の土地ではないことにつきましては、農地転用の許可を受けた経過も見られませんでした。また、無断転用の状態にあることを行政から指摘した経過もありませんでしたので、問題ないと思われます。3点目の農用地区域内の農地ではないことにつきましては、農用地区域外の農地になってございます。また、農地法第2条第1項に規定する農地にも当たらないことから、証明の対象になると思われます。4点目、非農地化してから20年以上その状態が継続しているという点につきましては、申請書に記載のあるとおり、昭和の時代から既に農地としての利用しておらず、現在に至っているというような状況ですので、非農地化しているものと思われます。こちらの車庫につきましては、現在、申請人本人ではなく、すぐ目の前にあります、○○○○○さんで利用されているということで、地目変更後に売買されるというような調査結果となってございました。以上です。審議をよろしく願います。

議 長 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。  
発言のある方は、挙手願います。  
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)  
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。事件番号2について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし。」の声あり)  
異議なしと認め、事件番号2については、原案のとおり決定いたしました。  
以上で、議案第3号の審議を終了いたします。

議 長 続きまして、日程第7「議案第4号 農用地利用集積計画決定について」を議題といたします。  
事務局から議案の説明をお願いいたします。

事 務 局 (長谷川) 事務局の長谷川です。議案書9ページをご覧ください。議案第4号、農用地利用集積計画決定について説明いたします。利用権設定12月分の内訳になります。地目が田の再設定は、2筆で合計 □□□㎡、新規設定は、13筆、合計□□□□㎡、畑が4筆で合計 □□□㎡、地目ごとの合計は、田が15筆、合計□□□□㎡、畑が、4筆、合計□□□㎡、合わせて19筆、合計□□□□㎡となります。利用権設定の一覧は、次のページにございます。以上です。

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長   | 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。<br>発言のある方は、挙手願います。<br>本案に対して、ご質疑ございませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 議 長   | (「ありません。」の声あり)<br>質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。<br>お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 議 長   | (「異議なし。」の声あり)<br>異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました。<br>以上で、議案第4号の審議を終了いたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 議 長   | 日程第8「議案第5号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」を議題といたします。<br>事務局から議案の説明をお願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 事 務 局 | (長谷川) 議案 第5号、農用地利用 集積等 促進計画(案)に対する意見について説明いたします。議案書 12 ページに一覧がございます。こちらは、中間管理事業の一括方式で利用権設定がされました耕作者の変更に伴う再転貸になります。農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により意見を求められておりますので、議案のとおり、適当と認めて良いか伺うものです。なお、再転貸を受ける耕作者については、同法に係る貸付相手方に関する要件について、条件を満たしていることが確認できています。以上です。                                                                                                                                  |
| 議 長   | 説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。<br>発言のある方は、挙手願います。<br>本案に対して、ご質疑ございませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 1 0 番 | (湯田孝義) ●●●さんという方は、何歳ですか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 事 務 局 | (係長) 手元に資料がないので、お答えすることができません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 1 0 番 | (湯田孝義) 60 歳位ならいいけど、最近、中間管理機構、農業振興公社、貸し借り、18 年とか 20 年とか安易に出てくる。南会津町でも、ここ 2、3 年、農業の担い手の方が 70 歳とか 60 歳前で亡くなっている方がかなりおられます。5 年とか 10 年なら常識の範囲内ですが、18 年、中には 20 年。80 歳の方が 20 年の契約で本当に 100 歳まで農業ができるのかという話になります。健康管理をしてやっていかないと、70 歳から 80 歳の人たちが、20 年といいましても 90 歳まで本当にやれるかどうかかわからない訳です。中間管理機構は事務的になってしまっている。◇◇も、10 年間という縛りで受けたわけです。それが、いつのまにか 15 年。荒海は、10 か年計画になっている訳です。例えば会長は 73 歳、15 年あた |

りで縛れば 88 歳位までやっていかなければならない。人間の体はそんな状態ではない訳です。パンフレットの関係もそうですが、本当に移住目的、農業に携わりたくて来るのかというと、移住以前の話で遊びモードになってしまっている。移住者を引っ張ってきて、地元の農業貢献なんて簡単なことを考えていますが、それだったら、地元の人たちをもっと育てることを考えていかないと、儲かる農業でやればいいが、現実には儲かるようだったら、I ターンや移住者を呼んでとか、そんなことを考えている人はいない訳です。もう少し町でも真剣に、担い手を育成するならば、40 代とか 50 代の人たちをしっかりと、留めるならいいけれど、今のやり方というのは、考えなければならぬ感じがする。

6 番 (湯田義三) 今言っていた、70 歳の方が 90 歳になってもやるという話ですが、ただそれは、親子の関係で名義変更というのでも考えられるということですか。

事務局 (係長) こちらの再転貸につきましては、今、◇◇地区でやっている中間管理機構関連事業のほ場整備事業に関連する事業として、事業採択要件が中間管理機構に対して 15 年、その最低ラインが引かれていて、それ以上、中間管理権を設定しないとほ場整備事業の該当農地にならないというような要件があって、18 年とか 15 年という長いスパンで契約、事業自体の縛りがあって、こうせざるを得ないというような状況になっておりまして、あくまでも、再転貸なので、一度、他の方に貸し付けられていたものを再度、違う担い手と呼ばれる方に貸し変えたというような状況なので、今後も荒海地区のほ場整備が進んでいくにつれて、同じ様に若い方にどんどん農地が集積されていくと思いますので、そういった事業の趣旨を踏まえ、15 年という長いスパンでの年数が設定されているというところは、ご理解いただきたいと思います。渡部茂さんという方は、アグリサービス荒海の構成員の一人になっておられると思うので、茂さんが出来なくなれば、会社が後を継いでやっていくというような流れになっているのではないかと想像できる案件かと考えております。以上です。

議長 他に質問はございませんか。

10 番 (湯田孝義) 自然災害は多いし、若者を含めた米農家が、機械が壊れたらやめるか、身体が壊れたらやめるか、二者択一に迫られている。果たして日本の食料自給率を賄うことができるのかできないのか、▼▼▼に放送されている世の中になってしまっている。そこは真剣に考えないと日本の将来の後継者というのは育っていかないと 생각합니다。以上です。

議長 ありがとうございます。  
他に質問はございませんか。

|       |                                                                                                     |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長   | (「ありません。」の声あり)<br>質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。<br>お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。                 |
| 議 長   | (「異議なし。」の声あり)<br>異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました。<br>以上で、議案第5号の審議を終了いたします。<br>総会に付議されました議事案件は、全て終了いたしました。 |
| 議 長   | 次に、次回総会までの業務日程について、事務局より説明をお願いします。                                                                  |
| 事 務 局 | (局長 説明)                                                                                             |
| 議 長   | 説明が終わりました。何か質問はございませんか。<br>それでは、その他に入ります。<br>みなさんから何かありましたら、お願いいたします。                               |
| 6 番   | (湯田義三) 就農相談会について                                                                                    |
| 事 務 局 | (係長 説明)                                                                                             |
| 議 長   | 他に何か質問ございませんか。<br>ないようでしたら、代理の方から閉会の言葉をお願いします。                                                      |
| 職務代理  | (湯田孝義) 足元の悪い中、参集をいただきありがとうございました。<br>これを持ちまして閉じます。                                                  |

閉会 午後 2時15分

上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためここに署名する。

議 長

2 番

10 番

